

# 第1章 計画の概要

### 第1章 計画の概要

#### 1. 計画策定の趣旨

「五所川原市第7期障害福祉計画」（以下「第7期障害福祉計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に則し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

「五所川原市第3期障害児福祉計画」（以下「第3期障害児福祉計画」という。）は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

#### 2. 計画の基本理念

「完全参加と平等」

「共生社会の実現」

「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法並びに「五所川原市第4期障害者計画」（以下「第4期障害者計画」という。）及び「五所川原市第6期障害福祉計画」（以下「第6期障害福祉計画」という。）に掲げた「完全参加と平等」、「共生社会の実現」という基本理念を踏襲いたします。

#### 3. 計画の位置づけ

##### （1）第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の位置づけ

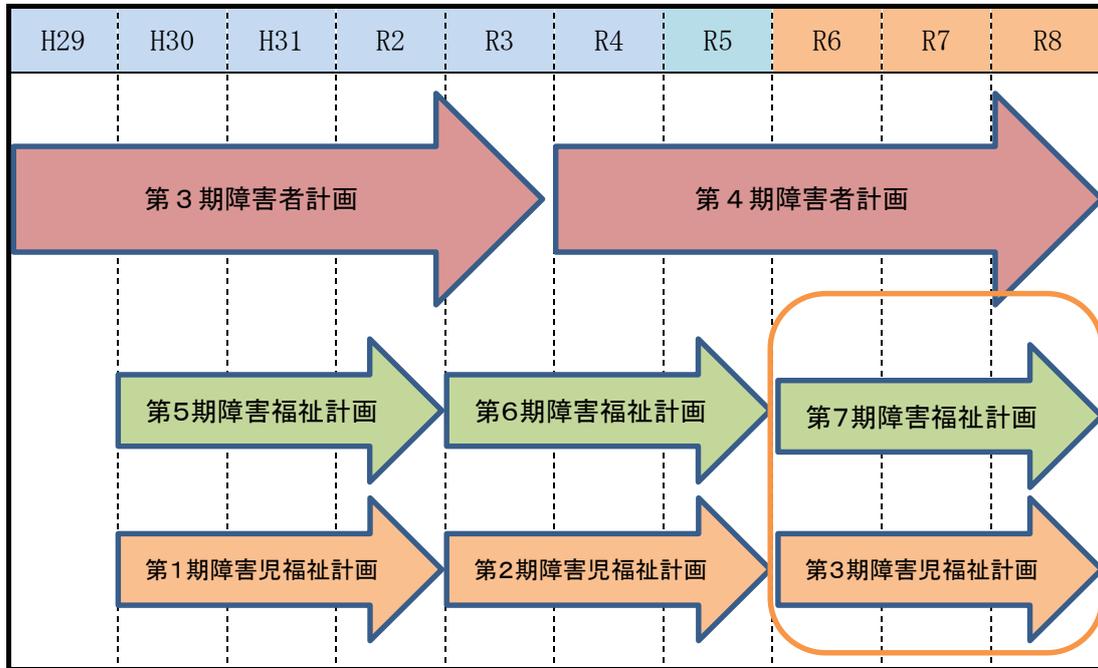
第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市障害福祉計画」「市障害児福祉計画」として策定するものです。

##### （2）他の計画との関係

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、「五所川原市総合計画」、「五所川原市地域福祉計画」、障害者福祉分野計画である「第4期障害者計画」及び各分野の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

4. 計画期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



5. 計画策定のための取組

第7期障害福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下のような体制で行いました。

(1) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

障がいのある人やその家族、障害者支援団体、障害福祉サービス提供事業者、行政機関の職員を委員とする「五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、計画内容について審議していただきました。

(2) パブリックコメントの実施

計画（案）についての意見・提言を募集し、計画に反映させるため、令和6年2月7日から令和6年3月10日までパブリックコメントを実施しました。

第1章 計画の概要

6. 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

成果目標及び活動指標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

この中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、中間評価等の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

※PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

※成果目標とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

※活動指標とは、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

7. その他

(1) 「障害」・「障がい」の表記について

法律上の用語や固有の表記の際は、その記載どおり用い、それ以外での記載について「障がい」を用いることとしますので、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在します。

(2) 「療育手帳」について

青森県で発行している手帳は「愛護手帳（療育手帳）」と記載されているため、本計画においては「愛護（療育）手帳」と表記します。

## 第2章

### 障がいのある方の現況

第2章 障がいのある方の現況

1. 人口・世帯

本市の人口は、令和4年3月末現在で52,104人、世帯数は25,608世帯です。

人口については、少子高齢化により減少傾向にあり、平成29年3月末から令和3年3月末の5年間で約3,200人ほど減少しています。

人口が減少している反面、世帯数については増加傾向で約100世帯増加しており、子育て家庭の核家族化や高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。

■当市の人口と世帯数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
人口	55,277	54,318	53,576	52,823	52,104
世帯数	25,513	25,511	25,568	25,588	25,608
人口/世帯数	2.16	2.12	2.09	2.06	2.03

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

■当市の人口（年齢別）の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
0歳～17歳	7,183	6,871	6,548	6,291	6,124
18歳～64歳	29,778	28,955	28,421	27,821	27,184
65歳以上	18,316	18,492	18,607	18,711	18,796
合計	55,277	54,318	53,576	52,823	52,104

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

2. 障害者手帳等の所持者数

令和3年度末現在の身体障害者手帳の所持者数は2,481人、愛護（療育）手帳の所持者数は579人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は744人です。身体障害者手帳の交付状況については、平成25年度の2,847人をピークに減少傾向にありますが、愛護（療育）手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付状況については増加傾向にあります。

■各種障害者手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
身体障害者手帳	2,603	2,567	2,542	2,542	2,481
愛護(療育)手帳	568	574	575	571	579
精神障害者保健福祉手帳	658	699	693	720	744
合計	3,829	3,840	3,810	3,833	3,804

資料：青森県障害者相談センター及び西北地域県民局地域健康福祉部事業概要より（各年度3月末）

3. 身体障害者手帳の所持者数

令和3年度末の身体障害者手帳の所持者数は2,481人で、本市人口のおよそ4.8%となっており、障がいの程度別では重度者（1級・2級）の方が約半数を占めています。

また、障がい種別毎の所持者数をみると横ばいまたは減少しています。年齢別では0歳から17歳が22人（約0.8%）、18歳以上が2,459人（約99.1%）であり、そのうち65歳以上は1,376人と全体の約56%を占めています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
0歳～17歳	34	28	24	22	22
18歳以上	2,569	2,539	2,518	2,520	2,459
合計	2,603	2,567	2,542	2,542	2,481

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
視覚障害	174	177	174	181	172
聴覚・平衡機能障害	244	232	230	225	222
音声・言語機能障害	29	26	28	27	28
肢体不自由	1,348	1,319	1,271	1,251	1,220
内部障害	808	813	839	858	839
合計	2,603	2,567	2,542	2,542	2,481

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
1級	880	876	878	876	840
2級	375	372	364	365	358
3級	444	436	418	412	410
4級	606	595	596	602	591
5級	131	130	131	126	126
6級	167	158	155	161	156
合計	2,603	2,567	2,542	2,542	2,481

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

第2章 障がいのある方の現況

4. 愛護（療育）手帳の所持者数

令和3年度末の愛護（療育）手帳の所持者数は579人で、本市人口のおよそ1.1%となっており、B判定の方が増加傾向にあります。年齢別では0歳～17歳が83人（約14.3%）、18歳以上が496人（約85.6%）であり、そのうち65歳以上は85人と全体の約14.9%を占めています。

■年代別愛護（療育）手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
0歳～17歳	101	101	90	84	83
18歳以上	467	473	485	487	496
合計	568	574	575	571	579

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■年等級別愛護（療育）手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
A判定	227	225	228	221	218
B判定	341	349	347	350	361
合計	568	574	575	571	579

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

5. 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

令和3年度末の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は744人で、本市人口のおよそ1.4%となっており、2級の所持者が増加傾向にあります。年齢別では0歳～17歳が19人（約2.6%）、18歳以上が725人（約97.4%）であり、そのうち65歳以上は228人と全体の約30.6%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
1級	213	206	184	186	182
2級	395	429	445	471	492
3級	50	64	64	63	70
合計	658	699	693	720	744

資料：西北地域県民局地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

6. 自立支援医療（精神通院）の受給者数

令和3年度末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は1,254人で年々増加傾向にあります。病名別では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多く、次いで「気分（感情）障害」となっています。

■ 自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移

病名別	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
症状性を含む器質性精神障害	30	33	40	44	41
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	19	21	21	23
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	491	486	467	458	468
気分（感情）障害	316	308	321	326	341
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	29	31	34	39	47
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2	1	2	2	2
成人の人格及び行動の障害	3	4	4	4	3
精神遅滞	25	24	21	24	26
心理的発達の障害	49	61	71	73	84
小児期・青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害	19	25	30	27	26
てんかん	93	96	101	109	112
その他	68	67	76	78	81
合計	1,146	1,155	1,188	1,205	1,254

資料：西北地域県民局地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

第2章 障がいのある方の現況

7. 難病患者等の状況（特定医療受給者証所持者数）

障害者手帳が取得できない難病患者等でも障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの対象となっています。難病患者等のうち、特定医療受給者証所持者数は、令和3年度末で480人、小児慢性特定疾病医療受給数は44人となっています。

また、令和3年11月1日から、障害福祉サービスの対象となる難病の範囲が366疾病に拡大されました。

■難病患者等の状況

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
指定難病等 特定医療受給数	440	449	461	496	480
小児慢性特定 疾病医療受給数	56	54	45	46	44

資料：西北地域県民局地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

8. 障害福祉サービス支給決定者数の状況

障害福祉サービス受給（介護給付費）に必要な障害支援区分認定者数は、令和3年度末で605人となっており、増加傾向にあったものが緩やかな減少傾向に転じました。

障害児通所サービスの支給決定者数については年々増加しています。

■障害福祉サービス支給決定者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
区分1	16	16	7	4	4
区分2	110	106	100	101	101
区分3	133	127	146	160	153
区分4	110	111	123	121	120
区分5	75	90	97	103	101
区分6	110	124	127	131	126
合計	554	574	600	620	605

資料：福祉政策課調べ（各年度3月末）

■障害児通所サービス支給決定者数の推移

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
決定児童数	132	141	163	183	191

資料：福祉政策課調べ（各年度3月末）

9. 障害福祉サービス等提供事業所の状況

(1) 障害福祉サービス

市内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

サービスの名称	事業所数(R2.4.1)	事業所数(R5.4.1)
居宅介護	28か所	22か所
重度訪問介護	25か所	19か所
同行援護	9か所	8か所
行動援護	9か所	9か所
重度障害者等包括支援	—	—
生活介護	12か所	12か所
自立訓練（機能訓練）	2か所	2か所
自立訓練（生活訓練）	3か所	2か所
自立訓練（生活訓練（宿泊型））	—	—
就労移行支援（一般型）	3か所	1か所
就労継続支援A型	5か所	4か所
就労継続支援B型	16か所	16か所
療養介護	—	—
短期入所（福祉型）	4か所	4か所
短期入所（福祉型（強化））	1か所	1か所
共同生活援助（介護サービス包括型）	24か所	24か所
共同生活援助（外部サービス利用型）	1か所	1か所
施設入所支援	4か所	4か所
計画相談支援	12か所	12か所
一般相談支援（地域移行支援）	6か所	5か所
一般相談支援（地域定着支援）	6か所	5か所
児童発達支援	5か所	7か所
福祉型児童発達支援（センター）	1か所	1か所
放課後等デイサービス	7か所	10か所
保育所等訪問支援	3か所	3か所
障害児相談支援	8か所	8か所

資料：福祉政策課調べ（R5.4.1現在）

第2章 障がいのある方の現況

(2) 地域生活支援事業

当市の地域生活支援事業を委託している事業所の状況は次のとおりです。

サービスの名称	事業所数(R2.4.1)	事業所数(R5.4.1)
障害者相談支援事業	12か所	12か所
住宅入居等支援事業	2か所	2か所
移動支援事業	14か所	14か所
生活支援事業	1か所	1か所
地域活動支援センター機能強化事業	1か所	1か所
日中一時支援事業	11か所	11か所
訪問入浴サービス事業	1か所	1か所
知的障害者職親委託事業	3か所	1か所
手話奉仕員養成事業	1か所	1か所

資料：福祉政策課調べ（R5.4.1現在）

## 第3章

# 障害福祉サービス等の見込量

第3章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービス等の提供に係る成果目標と数値目標

1. 地域生活支援の充実

各市町村において地域生活支援拠点等（※）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。また、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

①地域生活支援拠点等の整備及び有する機能の充実

国の基本指針に基づき、市単独か複数市町村による共同整備が良いのかを検討の上、課題等を整理し進めます。

■国の基本指針

・令和8年度末までに各市町村において整備（複数市町村による共同整備含む）し、年1回以上運用状況の検証・検討を行う。

■令和8年度における成果目標

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備	市単独又は複数市町村による共同整備
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	実績等を踏まえた検証及び検討の実施年1回以上

（※）地域生活支援拠点：次の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。  
 各地域内で地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能  
 ・相談（地域移行、親元からの自立等） ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）  
 ・専門性（人材の確保・養成、連携等） ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）  
 ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）  
 ・面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

②効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

国の基本指針に基づき、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

■国の基本指針

・令和8年度末までにコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する。

■令和8年度における成果目標

項目	目標値
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	コーディネーターの配置人数1名以上

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

国の基本指針に基づき、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

■国の基本指針

・令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。

■令和8年度における成果目標

項目	目標値
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	市単独又は複数市町村による共同整備

2. 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方が、グループホームや一般住宅等に移行し、本人が希望する地域で安心して暮らすことができるよう地域生活への移行を推進します。

■国の基本指針

- ・令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減

■第7期障害福祉計画における令和8年度の成果目標

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	7人	国の基本指針に基づき、令和8年度末において、令和4年度末施設入所者数（113人）の6%以上（7人）が地域生活へ移行することを目指します。
施設入所者の減少数	6人	国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和4年度末施設入所者数（113人）の5%以上（6人）を削減することを目指します。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

3. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進め、なおかつ障がいのある方の就労定着を支援するため、令和8年度における成果目標を設定します。

■国の基本指針

- ・令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・令和8年度中に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ・令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・令和8年度中に就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上

■令和8年度における成果目標

項目	目標値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	国の基本指針に基づき、令和8年度末において、令和3年度における福祉施設から一般就労への移行者の実績（5人）の1.28倍以上（7人）を目指します。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	5割以上	国の基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上を目指します。
就労定着支援事業の利用率	6人	国の基本指針に基づき、令和8年度末において、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績（4人）の1.41倍以上（6人）を目指します。
就労定着支援事業所の就労定着率	7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上	国の基本指針に基づき、令和8年度末における就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上を目指します。

第2節 障害福祉サービスの必要見込量

第6期障害福祉計画で定めたサービスの見込量と実績を検証したうえで、第7期障害福祉計画期間中のサービス量を見込みます。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅での入浴、排泄、食事の介護及び家事における支援等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

(3) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。

(4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

(5) 同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	200	200	200	212	202	208
サービス量	時間/月	3,960	3,960	3,960	3,989	3,851	3,920

■実利用人員の内訳

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
居宅介護	人/月	168	168	168	184	172	178
重度訪問介護	人/月	14	14	14	13	13	13
行動援護	人/月	3	3	3	3	4	4
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	15	15	15	12	13	13
合計	人/月	200	200	200	212	202	208

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■ サービス量の内訳

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
居宅介護	時間/月	2,104	2,104	2,104	2,221	2,017	2,119
重度訪問介護	時間/月	1,608	1,608	1,608	1,602	1,620	1,611
行動援護	時間/月	14	14	14	7	25	16
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	234	234	234	159	189	174
合計	時間/月	3,960	3,960	3,960	3,989	3,851	3,920

②第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画策定時には、精神に障がいのある方の地域移行や病院に入院中でも重度訪問介護の対象となることによる利用増と、障がいのある方の高齢化による介護保険適用も考慮し、平成29年度の利用量とほぼ同程度を見込み、おおむね見込みどおりの実績となりました。

第7期障害福祉計画では、第6期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

■ 実利用人数とサービス量

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	207	207	207
サービス量	時間/月	3,920	3,920	3,920

■ 実利用人員の内訳

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
居宅介護	人/月	178	178	178
重度訪問介護	人/月	13	13	13
行動援護	人/月	4	4	4
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
同行援護	人/月	13	13	13
合計	人/月	208	208	208

■ サービス量の内訳

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
居宅介護	時間/月	2,119	2,119	2,119
重度訪問介護	時間/月	1,611	1,611	1,611
行動援護	時間/月	16	16	16
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
同行援護	時間/月	174	174	174
合計	時間/月	3,920	3,920	3,920

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

■ 第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	260	260	260	261	259	260
サービス量	人日/月	5,060	5,060	5,060	5,111	4,153	4,632

■ 第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内におけるサービス利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、障がいのある方の高齢化による利用増が予想される一方、施設入所からの地域移行が進めば抑制される面もあることから、第6期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	260	260	260
サービス量	人日/月	4,632	4,632	4,632

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	4	4	3	2	3
サービス量	人日/月	56	56	56	21	10	16

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内におけるサービス利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、身体障害者手帳交付者数に比例して、リハビリテーション目的の利用者数が一定数見込まれることから、第6期実績の平均値を用いたサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	3	3	3
サービス量	人日/月	16	16	16

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	4	4	5	5	5
サービス量	人日/月	60	60	60	53	47	50

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内におけるサービス利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、利用者数が減少傾向にあることも考慮しますが、長期入院患者等の退院後の支援、精神障害者等の地域移行時の支援として一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	5	5	5
サービス量	人日/月	50	50	50

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	13	13	13	12	13	13
サービス量	人日/月	210	210	210	160	154	157

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内におけるサービス利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、国の基本指針で一般就労への移行者数が成果目標として示されていることから、福祉施設から一般就労に移行する者の目標（令和3年度の実績の1.31倍以上）を準用し一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	15	15	15
サービス量	人日/月	209	209	209

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行うものです。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	74	74	74	64	66	65
サービス量	人日/月	1,450	1,450	1,450	1,277	1,058	1,168

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はやや見込みを下回りました。これは、平成29年度から継続して実施されている運営基準見直しの規制強化により、就労継続支援A型事業の運営が難しくなったこともあり、事業を実施する事業者の減少が影響したと考えられます。

しかしながら、平成30年4月に定められた、精神障がい者を含む障害者雇用における法定雇用率制度改正により、障がいのある方の一般就労への移行を段階的に増加させていく必要があるため、第7期障害福祉計画においても一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	65	65	65
サービス量	人日/月	1,168	1,168	1,168

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※B型（非雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行うものです（雇用契約は締結しない）。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	250	250	250	279	284	282
サービス量	人日/月	4,660	4,660	4,660	5,413	4,801	5,107

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用は見込みを上回りました。これは地域における事業所数の増加に加え、令和3年4月に新たな生活様式の定着を見据えて、本人の希望や特性をふまえつつ要件を満たした場合において、在宅支援（リモートワーク）が可能となったため、利用者の選択肢が増え、更なる利用促進が図られたことによるものと考えられます。

第7期障害福祉計画では、直近の利用者数の増加及び精神障害のある方の地域移行促進の観点から、引き続き同事業の需要が高まると予想されるため、第6期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	282	282	282
サービス量	人日/月	5,107	5,107	5,107

(7) 就労定着支援

就労移行支援等を利用後、一般就労した障がいのある人が、就労に伴い発生した生活面での課題に対応するための相談等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	9	9	9	4	2	3

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用は見込みを下回りました。

第7期障害福祉計画では、国の基本指針で令和3年度末実績（4人）の1.41倍以上とされていることから、当該指針を基に一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	6	6	6

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(8) 就労選択支援【令和6年度新設】

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。

■第7期障害福祉計画における見込量

第7期障害福祉計画期間から新たに創設されるサービスです。新設サービスのため最低1人以上の利用を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	1	1	1

(9) 療養介護

所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	19	19	19	17	17	17

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、利用者数増減に関する特別な事情がないことから、第6期実績の平均値を用いて一定の利用人員を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	17	17	17

(10) 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護及び医療的ケアの提供等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	1	1	1	0	1	1
サービス量	人日/月	15	15	15	0	4	4

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、令和5年度より本地域に新たに介護保険施設（介護老人保健施設）の空床を活用した医療型短期入所サービス事業所が開設したため、引き続き一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	2	2	2
サービス量	人日/月	8	8	8

(11) 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄及び食事の介護等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	10	10	10	8	12	10
サービス量	人日/月	220	220	220	169	219	194

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、引き続き利用増減の要因となる要素が少ないため、第6期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	10	10	10
サービス量	人日/月	194	194	194

※レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きを意味する英語(respite)。乳幼児や障害者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのことを「レスパイトケア」「レスパイトサービス」といいます。

第3章 障害福祉サービス等の見込

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等の利用から、賃貸住宅等で一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	2	2	2	0	0	0

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において利用はありませんでした。

第7期障害福祉計画では、施設等から在宅生活へ移行する過程において、地域移行支援事業利用し、その後に本事業の利用を検討するといった流れが想定されているため、地域移行支援の見込量に合わせて、このサービスの利用人員を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	4	6	8

(2) 共同生活援助

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	145	145	145	152	151	152

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はやや見込みを上回りました。

第7期障害福祉計画では、施設入所者の地域移行や精神障がいのある方の長期入院患者が地域生活をするためには、グループホームが有効であると考えられるため、令和4年度の実績から、国の基本指針で示されている6%以上の利用人員を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	161	161	161

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、及び食事の介護等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	123	122	122	113	113	113

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内においては、国の指針に基づき設定した数値（2人）以上の入所者数の削減が図られました。

第7期障害福祉計画では、引き続き地域移行を推進し、国の基本指針に示された令和4年度末実績の5%以上の削減を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	111	109	107

4. 指定相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	159	159	159	153	148	151

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、第6期実績の平均値を用いて一定の利用人員を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	151	151	151

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(2) 地域移行支援

施設や病院から退所・退院する障がいのある方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	6	8	1	2	2

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第7期障害福祉計画では、施設入所者及び長期入院中の精神に障がいのある方の地域移行を推進し、国の基本指針のとおり令和4年度末実績から段階的に6%以上の利用人員増を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	4	6	8

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等に相談などの支援を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	6	8	0	0	2

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用は見込みを下回りました。

第7期障害福祉計画では、施設等から在宅生活へ移行する過程において、地域移行支援事業、自立生活援助事業等を利用し、その後には本事業の利用を検討するといった流れが想定されるため、両事業の見込量に合わせた利用人員を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	4	6	8

## 第4章 障害児通所支援等の見込量

第4章 障害児通所支援等の見込量

第1節 障害児通所サービス等の提供に係る成果目標と数値目標

1. 障害児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童及びその家族に対する支援について、障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で必要な支援を提供できるように、国の基本指針に即した支援体制の整備を進めます。

■国の基本指針

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・令和8年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・令和8年度末までに県、各市町村又は圏域において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

①障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

国の基本指針に基づき、市単独か複数市町村による共同整備が良いのかを検討のうえ整備を進めます。

■令和8年度における成果目標

項目	目標値
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	市単独又は複数市町村による共同整備

②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針に基づき、市単独か複数市町村による共同配置が良いのかを検討のうえ整備を進めます。

■令和8年度における成果目標

項目	目標値
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	市単独又は複数市町による共同配置（1名以上）

第2節 障害児通所サービス等の必要量見込み

第2期障害児福祉計画で定めた必要量の見込みと実績を検証したうえで、第3期障害児福祉計画期間中のサービス量を見込みます。

1. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第2期見込量			第2期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	59	59	59	75	80	78
サービス量	人日/月	372	372	372	433	440	437

■第3期障害児福祉計画における見込量

第2期障害児福祉計画期間内においては、管内の事業所数の増加及び3歳児健診等で発育の遅れを早期に発見し、早い段階で専門機関及び療育につなげるといった体制が整ってきたこともあり、利用は見込みを上回りました。

第3期障害児福祉計画では、第2期実績を基に、引き続き一定のサービス量を見込みます。

	単位	第3期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	78	78	78
サービス量	人日/月	437	437	437

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行います。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第2期見込量			第2期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	108	108	108	97	114	106
サービス量	人日/月	1,385	1,385	1,385	1322	1624	1473

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第3期障害児福祉計画における見込量

第2期障害児福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第3期障害児福祉計画では、児童発達支援の利用児童の多くが、就学後に本サービスを利用する流れが確立されているため、第2期実績を基に、引き続き一定のサービス量を見込みます。

	単位	第3期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	106	106	106
サービス量	人日/月	1,473	1,473	1,473

(3) 保育所等訪問支援

障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第2期見込量			第2期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	27	27	27	19	31	25
サービス量	人日/月	37	37	37	23	41	32

■第3期障害児福祉計画における見込量

第2期障害児福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

第3期障害児福祉計画では、国の基本指針にもあるとおり、保育所等訪問支援等を活用し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していくため、第2期実績を基に、引き続き一定のサービス量を見込みます。

	単位	第3期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	25	25	25
サービス量	人日/月	32	32	32

第4章 障害児通所支援等の見込量

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由の障がいのある児童に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行う。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第2期見込量			第2期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	3	3	3	0	0	1
サービス量	人日/月	16	16	16	0	0	23

■第3期障害児福祉計画における見込量

第2期障害児福祉計画期間内における利用は令和5年度の1名のみとなりました。

本サービスについては、圏域内に提供可能な事業所がなく、主に青森市・八戸市（共に県立）への通所となることから、利用が伸びない傾向にあります。

第3期障害児福祉計画では、第2期実績を基にサービス量を見込みます。

	単位	第3期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	1	1	1
サービス量	時間/月	23	23	23

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第2期見込量			第2期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	1	1	1	0	0	0
サービス量	人日/月	5	5	5	0	0	0

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第3期障害児福祉計画における見込量

第2期障害児福祉計画期間内において利用はありませんでした。

第3期障害児福祉計画では、青森県内の実績を参考としてサービス量を見込みます。

	単位	第3期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	1	1	1
サービス量	時間/月	5	5	5

2. 障害児相談支援

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

■第2期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第2期見込量			第2期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
実利用人員	人/月	33	33	33	37	52	45

■第3期障害児福祉計画における見込量

第2期障害児福祉計画期間内における利用は見込みを上回りました。

管内のサービス提供事業者の整備が進んできたこと及び疑いの段階から早期に療育へつなげる取り組みが浸透してきた結果であると考えられます。

第3期障害児福祉計画では、第2期実績の平均値を用いて利用人員を見込みます。

	単位	第3期見込量		
		R6	R7	R8
実利用人員	人/月	45	45	45

## 第5章

### 地域生活支援事業の見込量

第5章 地域生活支援事業の見込量

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
理解促進・研修啓発事業	-	未定	実施	実施	未実施	実施	実施

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期計画期間内において、計画どおりの実施となりました。

第7期計画においても、地域において障がい福祉を正しく理解するためのイベントの開催、広報紙等を活用した情報の提供等により「社会的障壁」の撤廃を目指します。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
理解促進・研修啓発事業	-	実施	実施	実施

2. 自発的活動支援事業

障がいのある方及びその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動及びボランティア活動など）を支援します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	-	未定	実施	実施	未実施	未実施	未実施

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、団体等が地域において自発的に行う活動を十分に把握できず、実施までには至りませんでした。第7期計画では、地域で障害福祉分野にかかわる活動を行っている団体や個人の情報を正確に把握し、地域が抱える課題等の情報共有を図り、課題解決に向け協働する体制の整備に努め、実施を目指します。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施

3. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援及び地域移行に向けた取組等を行います。

(3) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害者相談支援事業	実施か所	13	13	13	12	12	12
基幹相談支援センターの設置	-	未定	実施	実施	未実施	未実施	未実施
基幹相談支援センター等機能強化事業（専門的な職員の配置）	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、基幹相談支援センターの設置について圏域による共同設置を目指し関係市町（つがる市、鶴田町、中泊町、深浦町、鱒ヶ沢町）との協議を進めてきたが、実現には至りませんでした。

第7期計画においては、地域の相談支援体制の充実強化を実現するため、引き続き圏域による共同設置を目指します。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	-	実施	実施	実施

第5章 地域生活支援事業の見込量

4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	6	7	3	2	3

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用はおおむね見込みどおりとなりました。

令和2年4月より成年後見支援センターごしよがわらが開設され（令和5年度より西北五圏域権利擁護センターとして広域化）、事業内容の認知が進んだこともあり、徐々にではありますが相談件数は増加しています。

第7期計画においても引き続き周知徹底を図り、事業の推進に努めます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築及び専門職による支援体制の構築などを行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
成年後見制度法人後見支援事業	-	未定	実施	実施	未実施	未実施	未実施

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において未実施となりました。

第7期計画期間内においては、関係機関との協働により早期の実施を目指します。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
成年後見制度法人後見支援事業	-	実施	実施	実施

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するため、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人数	23	23	23	39	40	40
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間中の手話通訳者・要約筆記者派遣について、見込みを大きく上回りました。

令和3年4月に五所川原市手話言語条例が制定され、手話及び要約筆記等の支援に関する内容が、必要としている方々の多くに浸透してきたことが理由と考えられます。

第7期計画においても、対象者の派遣希望に添えるよう、地域における意思疎通支援者の育成と確保に努め、提供体制の整備を進めます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人数	40	40	40
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1

第5章 地域生活支援事業の見込量

7. 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、用具の給付又は貸与を行います。

用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具や訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事及び移動などの自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	利用件数	8	8	8	6	13	10
自立生活支援用具	利用件数	3	3	3	5	6	6
在宅療養等支援用具	利用件数	4	4	4	5	6	6
情報・意思疎通支援用具	利用件数	26	26	26	15	3	9
排泄管理支援用具	利用件数	1,654	1,654	1,654	1,578	1,640	1,609
居宅生活動作補助用具	利用件数	2	2	2	1	0	1

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、各利用件数は概ね見込みどおりとなりました。  
第7期計画期間内においては、前期と同程度の給付件数を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	利用件数	10	10	10
自立生活支援用具	利用件数	6	6	6
住宅療養等支援用具	利用件数	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	利用件数	9	9	9
排泄管理支援用具	利用件数	1,609	1,609	1,609
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	1	1	1

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	人/年	33	40	45	8	17	13

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、事業の実施に人数制限を設けるなどの対策を行ったため、参加人数は見込みを大きく下回りました。

第7期計画では、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、人数制限等の解除が見込まれるため、第6期計画と同等の参加者数を見込み、地域における手話奉仕員の育成と確保を実現に努めます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
手話奉仕員養成研修事業	人/年	45	45	45

第5章 地域生活支援事業の見込量

9. 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた障がいのある方を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
移動支援事業	人/年	45	50	55	45	38	42
	時間	1,550	1,720	1,892	1,256	1,082	1,169

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内においては、やや見込みを下回りました。

理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出控えが影響していると考えられます。

第7期計画においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、外出控えが解消し、障がいのある方の活動の幅が広がって社会参加や余暇活動が促進されるよう事業の実施に努めます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
移動支援事業	人/年	42	42	42
	時間	1,169	1,169	1,169

10. 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
地域活動支援センター 機能強化事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	人/年	73	78	83	64	57	52

第5章 地域生活支援事業の見込量

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、やや見込みを下回りました。

理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人数制限及び予防的な観点から利用を控えた方が多くいたことが影響したと考えられます。

第7期計画では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、人数制限等の解除、通所控えの解消が見込まれるため、第6期計画と同等の参加者数を見込み、障がいのある方の社会参加を促進します。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
地域活動支援センター 機能強化事業	実施数	1	1	1
	人/年	78	78	78

11. 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がいのある方に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5	4	4	3

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内における利用は概ね見込みどおりとなりました。

しかし、対応可能な事業所が近隣に一箇所しか存在しないため、提供体制の確保が急務となっています。

第7期計画では、対応可能な事業者の確保に努めるとともに、第6期計画と同等の利用者数を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5

第5章 地域生活支援事業の見込量

12. 生活訓練等事業

障がいのある方の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導などをサービス事業者に委託して実施します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
生活訓練等事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	実人員	30	30	30	24	27	23

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、やや見込みを下回りました。

今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
生活訓練等事業	実施数	1	1	1
	実人員	25	25	25

13. 日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
日中一時支援事業	実人員	12	12	12	12	6	9
	回数	200	200	200	185	123	154

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間中において、障がいのある方の日中活動事業所の整備が進んだこともあり、利用者数・回数ともに見込みを下回りました。しかし、事業所の閉所時間等における需要は引き続き存在するため、一定の利用を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
日中一時支援事業	実人員	9	9	9
	回数	154	154	154

第5章 地域生活支援事業の見込量

14. 巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図ることにより、発達障害児等の福祉の向上を促進します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
巡回支援専門員整備事業	保育園数	25	26	27	22	19	21
	巡回数 (回/年園)	100	105	110	81	63	72

■第7期障害福祉計画における見込量

巡回支援専門員が保育所や放課後児童クラブ等を直接訪問し、発達に心配のある児童の相談を適宜実施するため、引き続き一定の回数を見込みます。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
巡回支援専門員整備事業	巡回保育園・放課後児童クラブ数	21	21	21
	巡回数 (総巡回数)	72	72	72

15. 社会参加促進事業

音訳や点訳による広報誌の発行や自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障がいのある方の社会参加を促進します。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	3	3	3	1	0	1

第5章 地域生活支援事業の見込量

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、障害者スポーツ大会は未実施となりました。

理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、参加者の安全面・健康面を考慮した結果の判断であると考えられます。

第7期計画では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、イベントの人数制限等の解除が見込まれるため、第6期計画と同等の開催数を見込み、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	人/年	3	3	3

16. 就業・就労支援事業

(1) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がいのある方に対し、更生訓練費を支給します。

(2) 知的障害者職親委託事業

知的障害のある方の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

■第6期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第6期見込量			第6期実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1	0	0	0
知的障害者職親委託事業	人/年	3	3	3	3	2	1

■第7期障害福祉計画における見込量

第6期障害福祉計画期間内において、更生訓練給付費事業については利用者がなく、知的職親委託事業については見込どおりの実績となりました。知的職親委託事業は前期実績を基礎として同水準での件数を見込み、更生訓練費給付費事業についても潜在的な需要を見込み設定します。

	単位	第7期見込量		
		R6	R7	R8
更生訓練費給付費事業	人/年	1	1	1
知的障害者職親委託事業	人/年	2	2	2

## 第6章

### サービス見込量等確保のための方策

第6章 サービス見込量等確保のための方策

1. 障害福祉サービスの基盤整備・促進

障がいのある方等の自立支援の観点から、親なき後や、地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、あわせてサービスの質の確保・向上を目指します。

2. 障害児通所支援等の基盤整備・促進

障がいのある児童の支援を行うにあたり、児童本人の利益を最大限考慮しながら、その健やかな成長を支援する必要があると考え、障がいのある児童及びその家族に、身近な地域で安心して包容的な支援を受けることができるよう、障がい種別や特性にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援事業所等の充実を図るとともに、あわせてサービスの質の確保・向上を目指します。

3. 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、その事業の性質上、専門的な人材の確保が難しいなどの理由により、思うように整備が進まない状況にあります。しかし、適切なサービスの提供を図るためには、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充が必要であるため、特に保健・医療・福祉分野の結びつきが強い圏域市町（つがる市・鶴田町・中泊町・深浦町・鱒ヶ沢町）との連携をより一層図るなどして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制整備を早急に実施します。

また、一般相談支援については、その事業内容の周知を一層図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援における取組とともに圏域一体となった提供体制の整備を図ります。

4. 地域生活支援事業の充実

障がいのある方の自立と社会参加の促進に向け、複雑化・多様化したニーズにも可能な限り対応したサービスの提供を実現するため、すでに実施している事業の充実を図るとともに、当市の実態に応じたサービスの拡充を図ります。

また、相談支援事業については、既存の事業者と協働し、身近な場所で気軽に相談支援を利用できる環境を整備するとともに、相談支援の質の向上を図ります。

5. 障がいのある方の就労支援

障がいのある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、障害者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労・生活支援の充実を図ります。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより需要の拡大を図ります。

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等のメニューが多様化している中、利用者が真に必要としている支援に対して、市の職員や事業者が十分な見識を深めることのできるよう、国や県が実施する各種研修への参加を推進するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や圏域市町等と共有する体制を構築します。

7. 新型コロナウイルス等感染症など感染症対策

障がい福祉サービス等は、障がいのある方やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として利用者に対して必要な各種サービスが提供されることが重要であると考えます。そのため、計画の推進にあたっては、新型コロナウイルス等感染症などの感染症に係る対応として、保健所や関係機関と十分に連携しつつ、障がいのある方及びその家族、障がい福祉サービス等を提供する事業所等に対しての情報提供や相談対応等に努めます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿（50音順、敬称略）

	氏名	所属・役職名	備考
1	大橋 一之	社会福祉法人 あーるど 理事長	
2	川浪 重治	西北五視力障害者福祉会 会長	
3	川浪 和歌子	社会福祉法人 拓心会 総括管理者	
4	工藤 朱美	五所川原市ろうあ協会 会長	
5	鶴谷 ヨシ	五所川原市身体障害者福祉会 副会長	
6	鶴谷 充雪	西北五精神障害者家族会連合会 事務局長	
7	寺田 政史	社会福祉法人 愛生会 障害者支援施設 青松園 総括施設長	
8	長岡 ハチエ	西北五手をつなぐ育成会 会長	
9	奈良 靖子	五所川原市社会福祉協議会 事務局次長心得兼地域福祉課長事務取扱	
10	成田 英司	社会福祉法人 内潟療護園 第二うちがた 園長	
11	花田 洋三郎	社会福祉法人 叶福祉会 理事長	
12	布施 泉	医療法人社団 清泉会 理事長	
13	三上 勝則	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会 会長	
14	棟方 敦子	五所川原公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	
15	吉田 智子	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室 (五所川原保健所) 健康増進課 課長	

五所川原市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月発行

■発行・編集 五所川原市福祉部福祉政策課  
〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1  
TEL 0173-35-2111  
FAX 0173-34-2120  
e-mail [fukushiseisaku@city.goshogawara.lg.jp](mailto:fukushiseisaku@city.goshogawara.lg.jp)  
HP <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>